

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

宇治市上下水道部より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、令和元年10月1日に「水道法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者制度は**5年ごとの更新が必要になります。**

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

**※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。**

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、**通知を送付します。**

なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

**登録内容に変更がある場合は、至急お届けください。**

## ●更新申請時に必要な書類

※水道法第25条の2を準用

- ・ **様式第1** 及び **第2**
- ・ **機械器具調書**
- ・ **定款** 及び **登記事項証明書** (法人)  
又は **住民票** (個人)
- ・ 選任する主任技術者の確認書類 (**免状** 又は **技術者証** 等)
- ・ 下記4項目確認資料

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

## ◎4項目確認資料

- ・ 指定更新時確認事項記入様式
- ・ 講習会の受講修了証等
- ・ 外部研修の受講実施履歴等

※自社内研修は不要

- ・ 施行者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認を行います。

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容  
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技術を有する者の従事状況